

第 2 回 決算 特別 委員会 会議 記録

日 時 令和 5 年 9 月 1 9 日 (火 曜 日)
場 所 水 戸 市 議 会 第 1 ・ 第 2 委 員 会 室

午 前 1 0 時 0 分 開 議
午 後 1 時 1 2 分 散 会

付 託 事 件

認 定 第 1 号

1 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

(1) 認 定 第 1 号 令 和 4 年 度 水 戸 市 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 決 算 認 定 に つ い て

2 出 席 委 員 (1 3 名)

委 員 長	小 泉 康 二 君	副 委 員 長	鬼 澤 真 寿 君
委 員	池 田 悠 紀 君	委 員	土 田 記 代 美 君
委 員	細 谷 智 宏 君	委 員	森 智 世 子 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	田 尻 由 紀 子 君
委 員	佐 藤 昭 雄 君	委 員	藤 澤 康 彦 君
委 員	高 倉 富 士 男 君	委 員	綿 引 健 君
委 員	松 本 勝 久 君		

3 欠 席 委 員 (な し)

4 委 員 外 議 員 出 席 者 (1 名)

議 員 黒 木 勇 君

5 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

副 市 長	田 尻 充 君	副 市 長	秋 葉 宗 志 君
総 務 部 長	園 部 孝 雄 君	総 務 部 参 事 兼 行 政 経 営 課 長	熊 田 泰 瑞 君
人 事 課 長	安 里 裕 行 君		
財 務 部 長	白 田 敏 範 君	税 務 事 務 所 長	川 崎 幹 男 君
税 務 事 務 所 参 事 兼 市 民 税 課 長	佐 々 木 信 也 君	財 政 課 長	佐 藤 直 明 君
資 産 税 課 長	浅 野 一 志 君	収 税 課 長	村 沢 晶 弘 君
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 林 秀 一 郎 君	福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	田 中 誠 一 君
生 活 福 祉 課 長	國 井 敦 男 君	介 護 保 険 課 長	高 橋 慎 一 君

こども部長 野口奈津子君
こども部
福祉事務所兼
参事
子育て支援課長
大久保克哉君

こども政策課長 深谷貴美君

産業経済部長 長谷川昌人君
商工課長 榎崎芳明君

農政課長 後藤俊之君
公設地方
卸売市場長 栗原千尋君

建設部長 大和直文君
建設部技監兼
建設計画課長 上田航君

道路管理課長 丹治雅人君

会計管理者
兼会計課長 永井誠一君

6 事務局職員出席者

事務局長 天野純一君
総務課長 加藤清文君

議事課長 大嶋実君
議事係長 武井俊夫君

書記 大内しおり君
書記 檜原和則君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回決算特別委員会を開催いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

〔傍聴人入室〕

○小泉委員長 この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席をいただいているとおりとさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、着席の位置については、現在のとおりとさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおりで、認定第1号であります。

今後の審査の日程等について

○小泉委員長 初めに、審査の日程についてでございます。さきの委員会において御確認いただきましたとおり、委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日19日と明日20日の2日間で質疑を行い、21日木曜日に御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思っておりますので、御承知お願いたします。

次に、発言者についてでございます。

さきの委員会におきまして通告制による審査を決定し、8人の委員から通告があったところでございます。発言順序につきましては通告順として、本日19日は松本委員、綿引委員、田尻委員、細谷委員、藤澤委員にお願いしたいと思います。また、明日20日は高倉委員、土田委員、そして森委員に行っていただくことを目安としてまいりたいと思っておりますので、御了承願いたします。

次に、質疑時間につきましては、さきの委員会において通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後にいきます関連質疑の取扱いにつきましては、全ての通告を通しまして各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間とすることで決定したところでありますので、御承知お願いたします。

なお、委員の皆様から見て前方右側のモニターにて発言残時間を表示いたしますので、これも御承知お願いただきながら、御参考にしてください。

次に、配付資料についてでございます。

発言通告につきましては一覧として取りまとめ、また事前に請求のありました決算審査に係る追加資料につきましては、正副委員長で協議の上、お手元に配付させていただきました。

なお、前例に倣い、発言通告に関連しない資料請求につきましては提出を求めないこととし、あわせて公平性を期すために、資料は本日19日発言予定の委員の請求資料のみとしておりますので、御了承願いたします。

次に、委員会の出席説明員につきましては、通告に関連する担当部課長の出席とさせていただきます、通告内容により入替えを行いますので、御了承願いたします。

認定第1号（令和4年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○小泉委員長 それでは、認定第1号を議題といたします。

これより通告に基づき質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化を図るため、重複する質疑、質問等は極力避けていただきますとともに、質疑、質問等に際しましては、決算書及び審査資料に基づき、記載箇所を事前にお示しいただきながら行っていただきたいと思っております。

また、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

なお、令和4年度の決算に関係のない要望等の議論につきましては避けていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに、松本委員から発言を願います。

○松本委員 この前の決算特別委員会の説明会があったのが、委員長、4日でしたか。4日の日に通告をして書いたものであります。令和4年度の決算というものは、議会からも2人、監査委員が出ていまして、監査報告が既に出ています。ですから、地方自治法上、監査委員というのは、監査認定というのかな、我々が認定をしなければならないというような条例に、地方自治法上でなっているんだろうと思っております。

しかしね、以前の話をして大変申し訳ないんですけども、ちょっと余談になっちゃうんですけども、以前は主流派がおいしい役職は全部取ったんです。この決算特別委員会というのは、夜中までやったんです。誰も委員長を受ける人がいなかったんです。それで私のところに委員長を持ってきたんです。私ははぐれ鳥だったんです。そういう経過がありました。

しかし、そのときに、どうしても私が受けなきゃならないのならば、私の思うようにやらせていただきたい、こういうふうには挨拶をしました。それは9月の議会で認定ができなければ12月でもできます。12月でも駄目ならば3月の議会でもできます。だから私は5時以降は一切やりませんと、こういう挨拶をしました。それで今の体制になったんですけども、5時以降はやらなくなった。その後、今の持ち時間、1人何分という制約になった。ですから、3日間で終わることにはなっているんです。それが今までの経緯でした。

ですから、私は、通告で見ると、大きくいうと給料、要するに当初予算と決算が異なっているところもあるんだろうと。本会議では、会計年度任用職員は952人というふうに、どなたかの質問で答えていたと思っております。ということは、管理職というのは、課長補佐からが管理職ですよ。そうすると、私が言いたいの、管理職の皆さんの健康の問題です。名前も顔もちょっと分からないので、私は各課に行って歩いたことがないもので、全然。人事課長さんはここにはいないよね。

○小泉委員長 います。出席しています。

○松本委員 いるの。そうしたら、今管理職で、例えば病気で休んでいる人というのはどのぐらいいるのか。ということは、職員を減らして会計年度任用職員を増やしている。ですから、今年の採用試験なんかを見ても、資格者が多い。一般職員はあまり雇わない。この夏、資格者を主に何人か公募していますよね。誰に聞いた方がいいのか分からないんですけども、そういう中で、管理職の皆さんに負担がかかっているんじゃないのか、こういう思いからこういう通告をしたわけでありまして。

ですから、要するに、令和4年度の当初予算と、給料あるいは報酬が異なっている部分が、この間の説明でもありましたね。ですから私、4日の日に、これ全般に款ごと、あるいは項、目と分かれていますけれども、これをやったら1日で終わらなくなっちゃうからやりません。

今この委員会の委員の皆さんも、13名おられます。しかし、今回新しく当選された1年生議員さんは立派です、私が思うに。

私が4日に通告したということは、要するに、この委員会に通告者が何人出るのかなと、こういう心配があったんです。そうしたら、最終的には8人なんです。だから私は降りようかなと思ったんです。委員長にもちょっと相談はしたんですけども、降りないでやってくれというようなお話でしたので、マイクを持っている次第であります。

ですから、まず何か聞かないとなので、療休のやつは通告していないんだけど、これ分かれば、参考までに、管理職で、夜中まで、遅くまで、何階かは電気がついているんです。これは、やはり仕事が間に合わないからやっているんだろうと思う。管理職は残業がつかない。管理職としての手当はもらっている。だから残業代はつかないということですよね。だから、残された仕事は自分たちでやる。だから管理職の中で一番苦勞しているのは、課長補佐が一番下なのかな。分かりますか。今、病欠で管理職が休んでいる人数。分からなければいいです。お願いします。

○小泉委員長 それでは、ただいまの松本委員の質疑に対して、安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

管理職の中で療養休暇を取得している状況ということだったんですけども、申し訳ございません。ちょっと手元に具体的な資料はないんですけども、一般的な傾向としますと、管理職よりも係長以下、管理職以外のほうが療養休暇を取っているのが、傾向としては多いような状況になっております。

○小泉委員長 松本委員。

○松本委員 管理者の中で病気で休んでいる人はいないということですか。よく聞き取れなかったんですけども、いないということですか、今の答弁では。

○小泉委員長 もう一度、安里人事課長。

○安里人事課長 正確な数字ではございませんが、管理職、課長補佐以上で療養休暇は2人が取っているのは確認をしているところなんですけれども、ちょっと正確な数字のほうは把握していないので、御了承いただければと思います。

○小泉委員長 松本委員。

○松本委員 じゃ、それはそれでいいです。

要するに、皆さん、給料にしても、あるいは報酬にしても、管理職は給料、職員は給料、会計年度は報酬という表現ですね。それが不用額になっている。その理由というのは何なのでしょう。当初予算が甘かったとか、人数が変更になったとか、そういう理由なんだろうと思うんですけども、当初予算というのはもう3月の議会で認められている。それが不用額になるというのはどういうことなのかなと。1円たりとも公金だから、以前の昔の委員会で、予算と決算がとんとんだなんていう答弁した人もいたんだ。そんな話は聞いていられない、とんとんちゃ何事だというようなこともありました。だから、1円たりとも公金は公金です。

1円でも多ければそれは不用額、1円でも足りなければ補正、そうでしょう。

ですので、不用額の出た款というのがあるでしょう。私も議案書を広げれば分かるんだけど、何款の何項、何目と。この関係者の中にはいませんか。報酬と給料が不用額になっている。分かりませんか。

○小泉委員長 それでは、今の当初予算に対しての person 費に関する不用額に関しての部分で、安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

人件費における不用額の主な要因といたしましては、当初予定していた執行に対して、年度途中の退職があったり、あるいは、育児休業や休職、その他、会計年度任用職員につきましては、職員が確保できなかった場合など、給与が不支給、あるいは一部不支給になることなどが主な要因と考えております。

年度途中の退職等になった場合には、給料、報酬に不用額が生じるほか、期末手当や勤勉手当などの諸手当をはじめ、共済組合、厚生年金等の負担金など、その他の person 費にも不用額が生じることとなります。

また、報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬のほかに、審議会等の附属機関の委員報酬等も含まれておりまして、当初予定していた回数が開催されなかったり、あるいは開催回数が少なかったりした場合なども不用額が生じる要因になると考えております。

○小泉委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、一般的には、これから65歳定年、皆さんは。令和13年までかな。もう完全に65歳定年になると思います。そうすると、要するに、65歳になった途端、もう欠員になるわけだね。今年65歳で定年になる人が、例えば、仮に100人いるとするでしょう。そうすると1年で、今年の夏にはその分は、補っておかなくちゃならないんだよ。今年で定年になる人がいるとすれば、令和6年度は100人欠員になるわけでしょう。定年退職した人だけを要するに採用していくということが基本だと思うんだけど、定数は何だっけ、二千何百人と条例で決まっていますけれども、ちょっと間違っていたらごめんね。

要するに、定年になっていくということは、欠員になっていくわけでしょう、職員さんが。これは全部に言えることで。そうすると、その分をどうやって補っていくのかということだよ、令和6年度、次年度は。それを見ると、この夏の採用試験が次年度の採用試験だよ。そうしたら何名いるの、今年の職員の退職者と採用の人数。一般事務なんて五、六人ぐらいしかいなかったんじゃないの。それと埋蔵文化財センターとか、消防士とか、薬剤師とか、保育士とか。要するに国家免許を持っている人だけ、資格者だけが今年の採用のような、私はそう記憶しています。そうしたら、また会計年度を翌年度は増やすということになる。毎年毎年増やすの。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

定年退職者に対しましては、職員のほうを補充していきたいと考えており、先ほど委員の御質問があったとおり、確かに今年度の採用のほうで薬剤師や埋蔵文化財センター等、消防士といった専門職も募集しておりますが、一般の事務職員についても同じように募集のほうはさせていただいて、今後さらに、当初予定していた人数に来年度の定数の増減や、あるいは、場合によっては普通退職なども生じる可能性もありますので、補欠合格などを含めて、なるべく職員の退職に対しては、職員を補充できるように努めてまいりたいと

考えております。

○小泉委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、実際にやられているわけじゃないんだよね。これが終わったからって、令和6年度を迎えるに当たって、職員の問題、少なくなっていくんじゃないのかなというふうに私は思う。こうすることによって皆さんの負担がさらに、来年度はまた増えるんじゃないかと。そこで私は、健康管理というものを皆さんの責任を持ったポジションの中で仕事をしていただくのに、課長補佐がいて、課長がいてという。それだけ等級によって報酬も違うし、管理職としての手当も違うんだと思うんですけども、そういうことを職員を減らして会計年度任用職員が増えていることは事実なんです。令和4年度も増えている。令和5年度もこの間の答弁で増えている、会計年度任用職員は。だから、給料は減っても報酬が上回っているというそういう款があるわけ。付箋しているから分かるんだけど、職員を減らせばいいという問題ではないと思っています。

やはり、市民に、窓口でも何でも、受付業務などは、会計年度任用職員は、水戸市の職員ははっきり言って評判がいいですよ、他市から見ると非常に。お隣の市に行ってください。すごく悪い。水戸市は素晴らしいと思う。昔は新規採用になった職員はデパートに行ってもらったんです。店員さんをやってもらった。お客さんに接する。今はもうやっていないと思うんだけど。それほど雇っていない。採用していないから。

だから、今の職員さん是对応もいいという評判ですから、私も非常にいいなと思っています。それは皆さん、ここにいるお二人の副市長さんをはじめ、部長さん方がやはり部下の面倒を見て、いろいろと指導しているたまものだろうと、それは評価しています。

要するに、予算と決算が合わない、会計年度任用職員が増えている。また令和6年度分だけ増やしていくんじゃないのかなと心配しています。そうすることによって、給料より報酬のほうが多くなっていく、金額が。そういう科目がありますよね。そういうことが果たして本当にいいのかどうか。そういうことを心配して、水戸市の全般にわたる職員の給料、会計年度の報酬、その内訳を全般にわたって通告していたんだけど、やるのは大変だから、8人も質問が出るわけですから、私はこの程度で終わります。

もし、誰もいなかったときには、その内容を少しやらなくちゃならないかなというふうに思ったんです。4日に通告したのは私1人、5日が1人、6日が1人、あとはみんな7日に通告した。

それで、委員長。要するに、当初予算の頭に、これは駄目だと反対した。そういう場合に、決算で触れることというのはありますか。当初予算で、第何款のここには賛成できませんとかそういう場合に今日質問することを決算委員会に、これはありますか、どうですか。委員長の見解を聞きたいと思います。予算でオーケーしておいたから、その予算と決算が正しく使われたのかというのが決算特別委員会。認定ができないならば、本会議に上げればいいし。ただ地方自治法上、議会の認定をもらうということになっていますから、これやっているわけ。だから、今の私の質問は、正副委員長の見解を聞きたいなと思って。

○小泉委員長 前例として、どういった解釈で進めてきたか、ちょっと事務局でありますか。

今までの決算特別委員会では、当初で反対をしたことに関して決算特別委員会で諮ることができないということ、過去の例としてはないということでした。

また、例えば、今年度の当初予算に関して反対をした方々も、何款、何目に関しての反対等の御意見があ

った上での反対というわけではなくて、全体の予算に対して反対のお立場を示されているというような形なんだらうというふうに思っておりますので、細かくこの決算の委員会で、各何款、何項、何目について、どの委員さんがどういう反対の立場なのかというのは、なかなかちょっと計り知れないところがありますので、一括して皆様方に、限られた時間内、通告によって御審議をいただきたいというふうに思いますし、その質疑内容が、冒頭申し上げましたように、あまりにも逸脱している件ですとか、また、もう決算でございますので、要望等に関しましては、こちらの正副委員長のほうで采配を取らせていただきたいというふうに思っております。

○松本委員 私をはじめ、通告をされた8人かな。それが当初予算で、通告によって、通告されていますね。これは通告がなかったでしょう。これは参考までに調べたらどうかと。当初予算で、私が目をつけたこの人件費の予算について、給料なら給料について、これは第何款の何項、これは反対したんだから、この通告はおかしいよ、質問できませんよというのを調べたかどうか、参考までに。

○小泉委員長 あくまで、参考という形で、今回の決算に関わりがないであろう案件ですとか、あとはやはり、おおむね持ち時間制でやっておりますので、時間内に質疑が行われるかどうかの通告数の問題も含めて、事前にヒアリングのほうを行わせていただきましたので、そちらを基に各委員さんのほうにお願いをさせていただいて、割愛をさせていただいた箇所もあるというところがございますので、当初、各委員さんが通告として上げた内容から、本数としては削られているという状況です。また、それに関連して、関連資料に関しましても同等に、あくまでも通告に関連するものということでございますので、割愛をしたということが、事前に正副委員長の方で取らせていただいたところでございます。

○松本委員 分かりました。

私は32分残っていますけれども、私の通告による決算に対しての質問は終わります。あとは委員長の取り計らいで。でも、最終日には、認定の採決でしょう。そうすると、3日間、審議するの。

○小泉委員長 審議日程につきましては、本日と明日になりますので、冒頭申し上げましたように。

○松本委員 終わる計算なの。

○小泉委員長 終わる計算で割り振らせていただいております。

本日は、藤澤委員まで予定を。

○松本委員 じゃ、私の質問はこれで終わりますよ。先ほど冒頭申し上げましたように、認定でありますから、これは予算を採決するという問題ではありませんので、もう使っちゃったお金だから。これは監査委員が3名、代表監査委員が市から出ていますよね。それで毎月二、三回、各部課と監査をやっていますよね。ですから、昨年度、令和4年度は、渡辺政明議員と高倉富士男議員が監査をやっていました。ですから、どちらもすばらしい監査委員だったと思いますので、私は以上をもって、早いですが、終わりにします。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、ただいまの件について、松本委員の通告に関連する質疑がございましたらば、各委員から発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、以上で松本委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

続きまして、綿引委員から発言をお願いいたします。

綿引委員。

○綿引委員 それでは、通告に従いまして、まずは不用額について4点と、民生費に関するところの主要事務事業について2点、お伺いをさせていただきます。

1つずつ、簡潔にお伺いしてまいりますので、御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、決算審査関係資料の19ページにございます児童福祉費、1目の児童福祉総務費のうち負担金補助及び交付金、こちらの不用額が約4億9,300万円出ております。不用額、全体に目を通させていただきましたけれども、特に大きい数字、目についたところでございますので、児童福祉総務費の負担金約4億9,300万円の内容について、まず説明をお願いします。

○小泉委員長 それでは、深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費における18節負担金補助及び交付金につきましては、4億9,377万6,827円が不用額となっております。不用額の生じた主な事業といたしましては、令和3年度からの繰越事業であります子育て世帯臨時特別給付金と、令和4年度に実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金でございます。合わせて4億3,770万円が不用額となっております。

これらの給付金におきましては、国や県からの交付金を活用していることや、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が非課税世帯相当となった方なども対象としていたことから、支給対象児童数を多めに見込んだため、不用額が生じたものでございます。

なお、広報紙、公式ホームページ、SNSを活用した情報発信に加えて、対象と思われる世帯に対しては案内通知を発送するなど、周知徹底しましたので、取りこぼすことなく支給できたものと考えております。

説明は以上です。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 御説明ありがとうございます。

コロナになってから、様々な事業、国のほうからの予算もついておりますし、水戸市のほうからも追加をして補助をしてきたところでございますけれども、ちなみにこれ、執行率は大体どのぐらいなのでしょう。

○小泉委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、子育て世帯臨時特別給付金の令和3年度から令和4年度にかけての執行につきましては、トータルの予算額42億円に対しまして、執行済額が39億4,260万円となっており、執行率は93.9%となっております。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金の執行につきましては、予算額10億6,000万円に対し、執行済額が8億7,970万円となっており、執行率は83%となっております。

説明は以上です。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 それぞれ御説明をいただきましてありがとうございます。

昨年の臨時議会も含めて、補正予算等で議会のほうには上がってきた案件がほとんどであったと思ってい

ます。先ほど推進体制、取組のほうも、プッシュ型できちんと漏れなくされているということで、大変安心をしております。特にこの件に関して、一般市民の方からも、もらえていないよとか、聞いていないよとかという話は、特段、私のほうは聞いたことがございませんので、コロナに関わる場所ではございますけれども、速やかに執行されてよかったなと思っております。

それで、全体を通してのところですが、この事業の実績、効果に対する行政側の評価について改めて伺いをします。

○小泉委員長 深谷課長。

○深谷子ども政策課長 こちらにつきましては、やはり新型コロナウイルス感染症が長引く中で、物価等の高騰等もございましたので、子育て世帯に対しましては、経済的負担の軽減ができたものと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

次に、決算審査関係資料の23ページ。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の18番のところですね、同じく負担金補助及び交付金のまじり概要、内容について御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 それでは、ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

7款商工費、2目商工業振興費における負担金補助及び交付金につきましては、商工団体への補助金のほか、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対する緊急支援金など、36の事業が含まれておりまして、全体予算額17億826万4,000円に対しまして、約3割に当たります5億1,649万8,540円の不用額が生じているところでございます。

この不用額の大きい事業といたしましては、原油価格・物価の高騰等に対応した緊急対策として実施いたしましたエネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金及びものづくり事業者緊急支援金、そのほかでは中小企業信用保証料補給補助金でございまして、その中でも、エネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金につきましては、5億円の予算額に対しまして執行率が33.8%で、3億3,090万円の不用額が生じてございます。これは、商工業振興費の負担金補助及び交付金における不用額全体の約65%を占めているところでございます。

このエネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金の内容でございますが、エネルギー価格高騰等による影響を受けた市内事業者を対象に、法人20万円、個人事業主10万円を一律に給付するものでございまして、コロナ禍以前の3年前までの同月比で売上げが30%以上減少していることに加え、燃料費及び光熱費の対前年同月比における年間換算額が、法人20万円以上、個人事業主10万円以上増加していることを給付要件としたものでございます。

予算計上に当たっては、同じく令和4年度に実施いたしました新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、事業継続応援支援金の給付実績を参考としたところでございまして、こちらの支援金は、売上げの

減少のみを給付要件としてございまして、給付額を入れた決算額といたしましては5億718万3,000円となっております。

エネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金においてこのような不用額が生じた理由といたしましては、エネルギー価格の高騰の影響により、給付要件以上に燃料費及び光熱費が増加した事業者が、想定よりも少なかったものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 それぞれ御説明いただきましてありがとうございます。

やっぱり、5億円というなかなか大きい数字でございますし、先ほどの子育て世帯のところでもそうですけれども、やはりコロナで困っているところに行政がきちんと手を差し伸べるべき、その結果の中でこれだけの数字が残ってしまったというのは、やっぱりちょっと違和感を感じるところでございます。

御答弁も今ちょっといただきましたけれども、改めてその不用額の発生に対する経緯、あるいは推進体制のところ、ここはちょっと反省をしておいたほうがよかったな、見込みが甘かったな、あるいはもうちょっと違う形のメニューを市独自でそろえられたのかな、そういったところも含めてですね、今回も不用額が多くなってしまった理由、それに対する評価をちょっとお聞かせ願えますか。

○小泉委員長 檜崎商工課長。

○檜崎商工課長 ただいまの綿引委員の不用額のほうが多くなってしまった理由についての再度の御質問にお答えいたします。

こちらのエネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金につきましては、エネルギー価格高騰に対して、全業種を対象に初めて実施した事業ということで……

○小泉委員長 マイク入っていますか。

○檜崎商工課長 はい。

全業種を対象にした事業ということで、なかなか見込みが立てづらかったというところは背景としてございます。それで、見込みを立てるに当たりまして、同じく全業種を対象にしましたコロナの緊急支援金として実施いたしました事業継続応援支援金と、こちらのほうの事業者の数であったり、金額というものをベースに試算させていただいたというところでございます。

そういった中で、やはりこれだけの不用額が生じてしまったというところにつきましては、もうちょっと市内の事業者の物価の高騰に対する部分のですね、実態の把握のほうがかめていなかったのかなということもございまして、今後につきましては、商工団体や事業者のヒアリングをさらに強化いたしまして、より実態に合った内容を把握しながら、こういった支援金の給付に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、この全業種を対象にしました支援金以外にもですね、ある程度業種を絞ったものづくり事業者への支援金、それから道路貨物運送事業者への支援金というものを別に実施してございましたので、そういったところである程度この物価高騰に対応した対策というのは取れたのかなと思っております。

あと、この支援金のほうの評価でございますけれど、ある程度やはり事業者からはですね、こういった物

価高騰している中での支援金はありがたいといったような声もいただいております。その事業、こういった緊急事態時に対しての事業継続に一定の効果はあったのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 大変丁寧な御説明ありがとうございました。

課長からもお言葉がありましたけれども、実態把握というところが一番重要なんだというふうに思っています。コロナも昨年度ですと3年目の状況ですし、3年目のところで、かつそのエネルギー価格の高騰というところも新たに加わってきた。

これ、ちょっとそこから外れますけれども、さきの本会議でも、6月の定例会で御質問させていただきましてけれども、やっぱり人手不足というようなことも要因として大変大きな状況になってきていると思います。決算からちょっと外れて恐縮なんですけど、その時々やっぱり実態把握ですね。これをやっぱり決算をした段階できちんと精査をしていただいて、次の危機に備える、次の対応に備えるということは大変重要だと思いますので、引き続きお願いいたします。

次に、決算審査関係資料30ページになります。

公設地方卸売市場事業会計のところですよ。

こちら、工事請負費のところ、不用額が約2億4,800万円ということになっておりますが、こちらの内容について御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 栗原公設地方卸売市場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

同じく、令和4年度決算審査関係資料の30ページになります。

公設地方卸売市場事業会計、1款1項卸売市場費、1目市場運営費の14節工事請負費におきまして、2億4,873万2,320円の不用額が生じております。

不用額が生じた主な理由につきましては、令和4年度に実施を予定しておりました一部の工事につきまして、卸売業者等の市場関係事業者との協議により、実施する時期を令和5年度以降に見直したことや、施工した当時の契約時において契約差金が生じたことによるものでございます。予算現額に対しまして、予算の執行率につきましては約55%となっております。

以上となります。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

市場に関してはですね、年次的に様々整備が進められているというところでございます。

また、金額がちょっと大きかったんで、今回この件について説明をさせていただきましたが、ちなみになんですけれども、この不用額の取扱いは今後どのような形になってきますでしょうか。

○小泉委員長 栗原公設地方卸売市場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

現在、公設地方卸売市場では、平成30年度に策定いたしました水戸市公設地方卸売市場再整備計画に基

づきまして、年次的な整備を進めているところですが、令和4年度に予定しておりました工事で一部できなかった工事がありまして、不用額が生じたところでございます。

具体的に見直した事業につきましては、青果棟内側のひさしの増設工事、あるいは仲卸棟、中央棟の売場のシャッターの改修工事などがございます。青果棟西側のひさしの増設工事につきましては、現在、青果の卸売業者2社が使用している青果棟の西側の部分に、ひさしを約4メートルほど増設することによりまして、雨天時の雨水の吹き込み対策を実施するものでございまして、卸売業者さんの要望により、再整備計画に位置づけ、令和4年度に実施する予定でございました。

しかしながら、工事期間中、青果棟の一部が数か月間使用できなくなる時期が生じることから、卸売の業務ができなくなる期間をできるだけ短縮するよう強い要望がございまして、卸売業者さんと協議の上、短期間で雨水の吹き込み対策ができる工法を改めて検討することになりまして、来年度、令和6年度以降に実施することになったものでございます。

そのほか、令和4年度に実施できなかったシャッターの工事などにつきましては、今年度、令和5年度に予算を乗せ替えて、現在しているところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

先週、先々週の台風もそうでしたけれども、今、雨の降り方が大分、当初の想定と変わってきているところがあると思うんです。シャッターないしひさしの部分ですけれども、その辺の変化をですね、フルスペックでどこまでやるかっていう話になってしまうかと思うんですけれども、そういったことも勘案してですね、きちんともう一度予算立てをしていただいて、要望に合う形の整備をお願いしたいと思います。

次に、決算審査関係資料32ページになります。

2款保険給付費、1項介護給付費のうち、1目介護サービス給付費、2目地域密着型介護サービス給付費、3目施設サービス給付費、これがそれぞれ1億4,000万円ずつくらいですね、不用額が出ておりますが、まず内容について御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

介護保険会計の2款1項1目介護サービス給付費、また2目地域密着型介護サービス給付費、3目施設サービス給付費につきましては、いずれも介護保険被保険者が介護認定を受けてサービスを利用したときに、公費負担分として介護サービス事業所へ支払っているものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

これもなかなか大きい額なのかなと思いますけれども、それぞれの執行率についてお伺いいたします。

○小泉委員長 高橋課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら、予算の策定に当たりましては、過去の実績等を参考にいたしまして、当該年度のサービス料のほうを見込んでおります。それで、給付金不足が生じないように努めているところでございまして、それぞれの執行率でございますが、介護サービス給付費につきましては、予算に対しまして約98%、地域密着型介護サービス給付費につきましては約96%、施設サービス給付費につきましては約98%の執行率となっております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

これ金額だけ見てしまうと、大きいのかなというふうに思ったんですが、御説明をいただいて、執行率のところではほぼ98%前後のところが行われている、見込みとしてはよかったのかなというふうに思いますけれども、まずその辺の実績に対する評価をお伺いしたいと思います。

○小泉委員長 高橋課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

実績98%いくぐらいということで、おおむね見込みどおりになっているかなと思いますが、こちらの事業料算定に当たりましては、先ほど申しましたように過去の実績を基に算定しておりまして、実際、以前からの流れでいけば、もう少し給付費が伸びるのかなというところがありましたけれども、ここ数年、やはりコロナの影響もありまして、通所関係でサービス利用を控えるというようなこともございました。そういったことを見込んでの給付費の算定をいたしましたので、実績に対しましてはおおむね見込みどおりできたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

次に、一般会計のほうの主要事務事業についてお伺いをいたします。

⑦の37ページにまいります。

生活困窮者自立支援事業のうちですね、住居確保給付金受給者が就職をした実績についてまずお伺いをいたします。

○小泉委員長 國井生活福祉課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

支給件数65世帯、うち就職件数は18件でございます。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ごめんなさい。ちょっと前後しちゃって申し訳ないんですけども、まずこの制度について改めて御説明をお願いします。

○小泉委員長 國井課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

住居確保給付金につきましては、離職等により住居を失う方、または失うおそれのある方に対して、家賃相当額を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行う制度でございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

そうしますと、あとあわせてでごめんなさい、請求資料の説明もお願いいたします。

○小泉委員長 綿引委員、どの部分について説明を求めますか、資料の。

○綿引委員 請求資料の2ページの下段、2のほうですかね、過去の給付金の推移のところを改めて。

○小泉委員長 推移の全体の部分ですか。

國井課長。

○國井生活福祉課長 決算特別委員会資料①の2ページ目、下段ですけれども、住居確保給付金なんですけれども、令和2年度につきましては、307世帯の支給がございまして、うち就職件数7件、令和3年度につきましては、支給件数139世帯、うち就職件数11件でございました。

就職者が少ない理由といたしましては、令和2年、3年、特に令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症、こちらの影響でですね、就職が大変厳しい状況でございました。そういった兼ね合いがございまして、件数が支給に対して極端に少ないということでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

これ、ちょっと数字の推移だけ見るとですね、世帯数は減っているけれども就職者は増えている。今御説明をいただいたように、令和2年度、3年度のところはコロナのところ、やっぱり求職自体が少なかった。令和4年度に入って回復期になったので就職者が増えている。この辺の相関関係について、どういう御見解になりますか。

○小泉委員長 國井課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度につきましてはですね、受給した方々につきましては比較的年齢が高い方が多かったんですね。50代、60代が多かったわけですけれども、さらに言いますと、飲食店、またタクシー、運転代行、そういった方々が多かったということございまして、景気も回復した中でその仕事に復帰できたということがございます。令和4年度につきましては、年齢層が若干若い方が多かったということで、20代、30代が多かったということでございます。相関関係はなかなか難しいところがございますので、すみません。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

すみません、また前後しちゃって申し訳ないんですけれども、資料請求させていただいた生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について、こちらも常任委員会のほうではそれぞれ御説明があつて、令和4年

度は2か所増えている。それに伴い実施回数も増えている。あわせて参加数も増えている。この辺の実態についてですね、どのような御見解というか、コロナが明けてこういったニーズのところに来るお子さんが増えているということなんですけれども、改めてちょっと御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 國井生活福祉課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和4年度につきましては、御案内のとおり、6会場で実施をいたしました。145名が登録をしております、1回当たりの参加者枠が53名ということですので、1か所当たりですと10名ぐらいなんですけれども、この事業はどうしても対象が要保護と準要保護のみということで対象が限られておまして、ピンポイントで参加を呼びかけるというのがなかなか難しい状況でございますが、教育委員会とも連携しまして、何とか数を増やしたいということで、声かけ、丁寧な説明、内容をよく把握していただいて、何とか参加していただきたいということで、繰り返しPRするというように尽きると思います。ちなみに、今年度は8回以上に増えたわけなんですけれど、今後とも参加を熱心に呼びかけながら事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

先ほども、子育て世帯への給付金などの話もありましたけれども、やはりプッシュ型でやっていかなければいけない事業だと思っておりますので、さらなる拡充の要望はしておきたいというふうに思います。

次に、決算報告書⑦の38ページ、女性相談についてお伺いをまいります。

まず、請求資料の御説明、平成30年度から5年間分出していただいておりますけれども、こちらのほうの資料の御説明を改めてお願いいたします。

○小泉委員長 大久保参事兼子育て支援課長。

○大久保子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

女性相談につきましては、女性相談員をはじめといたしまして、ケースワーカーが女性に係る様々な問題に関しまして、相談及び助言を行ってきたものでございます。

令和4年度の相談件数の延べ件数でございますが、1,376件。内訳といたしましては、本人の問題が162件、家庭の問題が942件、そのうちDVに関するものが442件、その他272件となっております。対応件数につきましては、実数で御報告いたしますと395件となっております。こちらは令和4年度の数字になってございます。

次に、支出の内容でございますけれども、決算額8万2,878円。こちらの主なものにつきましては、印刷製本費となっております。パープルリボンキャンペーン、こちらの啓発用のカード2万枚の作成に要した経費となっております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 決算額の御説明もあわせていただきまして、ありがとうございました。

8万円ってすごい少ない数字なんで、人件費等は含まれていないということでよろしいでしょうか。

○小泉委員長 大久保課長。

○大久保子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 はい、御指摘のとおりでございます。人件費は含まれてございません。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

先ほどの資料を請求させていただいたこの相談件数の推移なんですけれども、コロナが始まってから減っている、減少傾向にある、これは担当課としてはどのように見ておりますでしょうか。

○小泉委員長 大久保課長。

○大久保子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

全体の傾向といたしましては、年度ごとに若干のばらつきがあるかと思えます。

その理由といたしましては、各年度とも新規の件数だけではございませんで、前年からの継続した件数もあわせてカウントしてございます。そのようなことから、案件によりましては単年度で終了する、完結するような案件と、複数年度にわたって相談対応に当たっているケースもございまして、このような結果になっていると考えてございます。

なお、実数ベースでいいますと、各年度とも大体400件程度という形になってございまして、増加傾向にはなっていないというような、増加傾向は抑制されているような傾向にはあるのかとは考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

体感的、感覚的にはですね、そう減っているものでもないのかな、コロナ禍の影響、あるいは物価高騰、経済的困窮というものは、今も引き続き続いておりますので、きちんと御相談に来られる方への対応はできていると思うんですけれども、なかなか相談に踏み込めないような方もまだまだいらっしゃるのかな、これからは数年はやはり続いていく案件なのかなというふうに思っております。

答えられる範囲で結構なんですけれども、御相談の主な内容、もちろん本人の問題、家庭の問題、うちDVということで、こちらの資料のほうには記載をされておりますけれども、複合的な問題も多分多かろうと思います。あるいは、ケース・バイ・ケースのものも多くなっていると思いますが、その辺、この5年間のところで、ちょっと内容的に状況が変わってきているのかなということがあれば、お話がいただける範囲で教えていただければと思います。

○小泉委員長 大久保課長。

○大久保子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、1つの相談案件の内容だけではなくてですね、1つの御相談の中に、例えばのお話になってきますが、DV、生活困窮、離婚問題、精神疾患など、複数の原因を抱えているようなケースが非常に多くなっているような印象は受けております。特に児童虐待、高齢者虐待までを含めたような、本人だ

けではなくて、御家族の問題も非常に多くなっているような印象は持っております。そういった意味で、複雑多様化の傾向にはございますので、解決自体が非常に困難な事例が増加しているというふうには考えてございます。

今後の解決に当たりましては、私どもの単独の課だけではなくて、庁内の関係各課と連携を踏まえまして対応に当たっておりますけれども、あわせまして、学校、教育機関、児童相談所、そのほかの関係機関とも協力の下、対応に努めたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 御丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で私のほうからの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、綿引委員の通告に関する質疑がありましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で綿引委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、田尻委員の通告に基づく質疑を行いたいと思いますが、説明員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時12分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

それでは、田尻委員から発言をお願いします。

○田尻委員 では、通告に従いまして、私からは2点、お伺いさせていただきます。

まず、一般会計、歳入、19款寄附金ということで、資料のほうは⑥の52ページから53ページになります。水戸黄門ふるさと寄附金についてお伺いいたします。

初めに、頂きました資料のほうで、水戸黄門ふるさと寄附受入額及び寄附受入れに関わる経費の推移について、こちらのほうを見させていただきますと、寄附受入額は前年度から178万7,670円増ということで、約200万円の微増となっておりますが、ちょっとなかなか伸び悩んでいるようにも見受けられます。

そこで、これまでの取組と、また令和4年度、重点的に取り組んだ内容についてお伺いいたします。

○小泉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木参事兼市民税課長 それでは、ただいまの田尻委員の御質問についてお答えいたします。

本市のふるさと納税、水戸黄門ふるさと寄附金につきましては、平成27年度から寄附を頂いた市外在住の方へ返礼品として特産品を贈る特産品ギフト・イメージアップ事業を展開しているところでございます。

これまでの取組内容でございますが、新規寄附者の獲得や、これまで寄附を頂いている方のリピート率を高めるために、魅力ある返礼品の拡充を図るなど、より寄附者のニーズを捉えて、本市への寄附を選んでいただけるよう努めてまいりました。

令和4年度におきましては、返礼品についてこれまで以上に本市の魅力を感じていただけるように、物だけでなく、サービスの提供や体験型を加えるなど充実に努めており、本事業開始当初の平成27年度には約110品目でしたが、令和4年度末には約600品目と、その数を大幅に増やすとともに、新聞への広告掲載、あるいは新聞折り込み広告、富裕層向けのPRとしてフリーマガジンへの返礼品掲載、インターネット広告など、幅広くPRにも努めてきたところでございます。また、寄附受付の窓口でもございます専用ポータルサイトにつきましても、これまで6つのサイトから10のサイトに増やし、さらなる寄附機会の拡大に努めてまいりました。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。すごく努力されていることが伝わりました。

そして、資料のほうなんですけれども、令和4年度の寄附受入額から寄附受入れに関わる経費を除くと、約1億2,000万円の増収になっておりますが、一方で、水戸市から他の自治体に寄附したことにより流出している市民税額もあると思いますので、そちらの市民税額もお伺いいたします。

○小泉委員長 佐々木課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

コロナ禍を機に、インターネットで手軽に遠隔地の海産物や農畜産物などを返礼品として受け取れる、ふるさと納税制度の利用が拡大しており、本市におきましてもその影響は大きく、市民から他の自治体への寄附も年々増加傾向にございます。市民がほかの自治体へ寄附を行い、個人市民税から寄附金控除を受けた場合、本市の財源でございます市民税の税収が減収することになりますが、こちらの寄附金控除による減収分につきましては、令和4年度におきまして約7億5,000万円となっております。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

約7億5,000万円の流出額ということで、かなり大きな金額に感じております。

それで、今年度の予算としましては、目標を5億円としていると伺っておりますので、水戸市として新たな財源を創出するためには、さらなる取組が必要と考えます。

また、ふるさと納税は自治体間の競争も激しくなっていると思いますので、水戸市として魅力的な返礼品を増やししながらも、水戸市の目玉となる返礼品をつくり、また他の自治体へのPRにも力を入れて取り組んでいくことが必要かと考えます。引き続き積極的な取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○小泉委員長 市道の分、続けてどうぞ。

○田尻委員 続きまして、また同じ資料⑥、172ページから173ページになります。

こちらは、歳出のほうでして、8款土木費ということで、市道の維持管理についてお伺いいたします。

道路に危険な穴や、またひびがあるとの相談が私のところにも多数寄せられております。市道の舗装欠損等により損害賠償金が発生するケースにつながることも初めて知りました。そういったことから、基本的なことをお伺いすると思いますが、よろしくお伺いいたします。

初めに、市道の欠損について、市民の方からの通報、また職員の方のパトロールでの発見、それぞれの令

和4年度中の件数をお伺いいたします。

○小泉委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 よろしくお伺いいたします。

ただいまの田尻委員からの御質問についてお答えいたします。

令和4年度におきます道路欠損に係る市民の方からの通報件数につきましては、昨年度におきまして約600件ございました。また、本市の職員及び本市が委託した委託業者による道路パトロールで発見いたしました道路欠損の件数は約2,100件ございました。

以上でございます。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

どちらもかなりの件数だと驚きました。

また、現在市民の方からの通報はどのような方法で受けられているのかお伺いいたします。

○小泉委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 引き続き、ただいまの御質問についてお答えいたします。

市民の方からは、現在、主に電話により通報をいただきまして対応をしているところでございます。さらに、市民相談室などを通じまして、電子メール等による通報も幾つかいただいているところでございます。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

市道の欠損に伴う補修費用は、令和4年度の決算上どれぐらいになるのかお伺いいたします。

○小泉委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの市道の欠損に係る補修費用についてお答えいたします。

市道の欠損に伴う補修につきましては、市内を2地区に分けて対応しておりまして、まず旧水戸地区につきましては土木補修事務所、さらに内原地区につきましては、内原建設事務所にて対応しております。

それぞれにおきます具体的な補修費用につきましては、資料⑦の90ページをお開きください。

90ページの主要事務事業の5番、舗装道維持補修事業の概要説明の欄を御覧いただきまして、まず、上から3つ目に道路維持補修業務委託というのがあるかと思いますが、これが土木補修事務所のほうでの委託業務でございまして、そこにございます4,181万9,109円のうち、道路欠損に伴う補修費用は約3,400万円が該当しております。

続いて、同じく11番の道路等維持補修委託及び原材料費（内原地区）というところの金額を御覧いただきまして、これが内原地区におきます道路欠損の補修費用でございまして、そのうち約1,700万円が内原地区の補修費用でございます。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

水戸市の市道の総延長は、約2,200キロメートル、また法定外と言われる農道は400キロメートル相当分あることを伺い、市道の欠損対応を市民の方からの通報や、また行政だけでは見落としも多くなり、

カバーしきれないと考えます。

そして、平成29年に茨城大学と共同で通報システムに取り組みましたと伺いました。この取組はどのように行われ、成果はあったのでしょうか。また、現在は取り入れているのでしょうか。お伺いいたします。

○小泉委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

茨城大学と共同で取り組みました通報システムにつきましては、平成29年1月から約1年間、当時の情報政策課、現在のデジタルイノベーション課が中心となりまして、道路管理課をはじめ、水道や公園などの各既設管理者と茨城大学の共同により、スマートフォンを活用した通報システムの実証実験に取り組んでおります。実験に参加していただいた市民の方からは、道路や公園等の不具合について、1年間で約40件の投稿がございまして、各担当課において対応をしているところでございます。

実証実験の結果からは、通報システム導入に当たっては、導入の費用対効果のさらなる検証が必要であることや、運用するに当たってのルールづくり、ガイドライン等の作成といった課題の解決が必要であるとの結論となっております。

現在のところ、当該システムの活用にはまだ至っておりませんが、実証実験で明らかになりました課題や他の先進自治体の事例なども踏まえまして、引き続き、市民の皆様からの通報システムについて研究してまいります。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

今後も市民との共同で、迅速かつ効率的に情報を収集する取組が必要と考えますが、そういった面では、茨城大学と共同で行ったものとかも参考にしながらだと思えますけれども、現在何か検討されていることはございますでしょうか。お伺いいたします。

○小泉委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、取り組んでいることとしまして、本市におきましては、道路情報の収集の仕組みとして、私どもの日常の道路パトロールや市民の皆様からの通報に加えまして、水戸市安心・安全見守り隊などの協力機関や、市内郵便局との協定によりまして、道路破損等について情報提供をいただいているところでございます。

道路施設につきましては、老朽化の進行によりまして、今後も補修箇所が増加していくことが考えられまして、委員のおっしゃるとおり、道路管理者が市内全ての道路状況を把握して対応するということが非常に困難な状況でございます。したがって、市内事業者や市民の皆様とのさらなる協力をいただくとともに、他市の事例なども参考にしながら、より効果的で効率的な道路情報収集の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○小泉委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございます。

課長がおっしゃられたように、やはり市民の皆様への安心、安全を守るということがすごく大事だと思いますので、今後も様々な手法を検討していただきながら、迅速かつ効率的な対応ができる仕組みづくりを検討

していただきたいと思います。

私からは質問は以上です。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、ただいまの田尻委員の通告に関連する質疑がありましたら発言を願います。
綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

ふるさと納税についてお伺いをいたします。

請求資料のところで、令和4年度のところが寄附の受入額が約2億3,000万円、経費が約1億1,000万円、令和4年度の当初の目標受入額をまずお聞かせください。

○小泉委員長 佐々木課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの綿引委員の御質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金につきましては、令和4年度当初の目標額としましては3億円でございます。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

先ほどの田尻委員の言葉をお借りすれば、いわゆる流出した市民税額が決算ベースで約7億5,000万円、当初の目標受入額が3億円、これはどう考えればいいですか。要は、流出することを前提として考えるのか、受入額を増やして、いわゆるプラマイ的なもので考えると、プラスのほうに持っていかうとしているのか、あるいは、ふるさと納税で提供されるものに金額以上のPR効果があればいいと思うんです。

改めてお伺いをしたいのは、水戸市の考え方、これは本会議でも、多分何回か質問が出ている項目だと思うんですけども、言葉は選びませんが、もうからなくてもいいと考えているのか、プラスにしようと考えているのか、あるいは製品のPR等も含めて、そこそこの線で推移をしていくのがいいのか、基本的な考え方をまず教えてください。

○小泉委員長 佐々木課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税寄附金の目標額3億円につきましては、それまでの取組だったり、あるいはそれまでの実績を加味しまして、3億円という目標額を決めたところです。

ただ、今委員がおっしゃるとおり、実際に水戸市民が他市に寄附したことで、個人市民税として流出する額、減収になる額というものもございまして、こちらの減収額と、あとは実際に減収額が、税収というか、歳入として当然出てくるんですけども、このうちの75%というのは国から措置されるんです。ですので、この交付税措置分を含めまして、令和4年度で約3億8,000万円を寄附として獲得すれば、結果的に黒字になったというような試算をいたしておりますので、やはり、この金額に近い金額を目標にしていくという形で取組を強化していくという形を取っていったほうが、令和4年度としても望ましかったのかなというふうに考えております。

○小泉委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございました。

前の本会議の答弁でも同じようなものはいただいていたと思うんですけども、数字づらだけ見ると、や

っぱり、おっと思っちゃう数字だと思うんです。その仕組み等をきちんと理解を市民の方もしていれば、ああ、そうなんだと理解してもらえと思うんですけれども、なかなかそこまで伝わらないのが現状なんだと思っています。

水戸市の基本的な考え方のところで、今御説明はいただきましたけれども、今後極端に、関西のほうとか何とかで、極端なものを出したりとかというのをやっているのは、あまりいいことじゃないと個人的には思っておりますけれども、やっぱり地元の製品のPRという付加価値をもっと乗せていかなきゃいけないのかなというのが個人的な意見ですけれども、そういうふうには思っています。

ただ、それにあわせて、繰り返しになりますけれども、数字のところもなるべく追いつくような形を、先ほどリピーターを増やすというような話もありましたけれども、それだけじゃなかなか競争は勝ち抜けない部分もあると思いますので、引き続き調査研究をお願いしたいと思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにありますか。

土田委員。

○土田委員 道路維持のほうで、⑦の91ページでちょっと教えていただきたいんですけども、市道の欠損とかの維持補修については分かったんですけども、この中に側溝清掃業務委託というのがありまして、側溝清掃業務委託というのは、どんな形で、どんなところに委託をして、どのようにされているのか、ちょっと簡単に教えてください。

○小泉委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの土田委員からの御質問についてお答えいたします。

側溝清掃業務につきましては、市民の皆様からの御要望に基づきまして、受付いただいた順番や現場の状況を踏まえて、順次対応しているもので、土木補修事務所におきまして対応しているところでございます。

○小泉委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、以上で田尻委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、細谷委員の質疑に移らせていただきます。

それでは、細谷委員から発言をお願いします。

細谷委員。

○細谷委員 それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、6款農林水産業費に関して2点ほどお伺いいたします。

まず、議案書⑦の80ページにあります水田農業経営継続支援金について、令和3年度の低価格の影響を受けた農家に経営面積に応じた支援金給付により営農継続意欲を喚起したとありますが、これの交付対象と交付単価について、まず御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの細谷委員からの水田農業経営継続支援金についての御質問にお答えいたします。

本事業は、コロナ禍における外食需要の落ち込み等により、令和3年産の主食用米の価格が低下したことに伴いまして、令和4年度以降の生産意欲を喚起するために、経営規模に応じて支援金を交付したものでございます。

御質問の交付の対象といたしましては、令和3年度に水戸市で水田におけます営農計画書を提出した農家の方、それと、いわゆる経営所得安定対策制度のほうに加入していただいた方、または、水田経営面積が1ヘクタール以上の方を対象にいたしまして、10アール当たりの単価を3,000円として実施したところでございます。

以上です。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

10アール当たりの単価が3,000円ということなのですが、その設定根拠はどのようなものなのか、御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの単価に関する御質問にお答えいたします。

10アール当たり3,000円として単価を設定いたしました根拠といたしましては、令和3年産の市内産のコシヒカリのJAでの買取り価格が、概算金で1俵、60キログラム当たり、前年の1万3,000円から1万円と下落したことによりまして、10アール当たりを10俵収穫できるものとして、おおむね3万円の減収が出たというふうに推定して、そこから、いわゆるセーフティーネット、国の制度でありますけれども、米のナラシ対策、こちらに加入した場合、減収の9割が補填されるというセーフティーネットがございますので、そちらに農家さんが加入したとして、1反歩当たり3万円減収するというようなところから、単価を3,000円としたものでございます。

以上です。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

給付の実績はどのようなものだったのか、件数と、分かれば面積をお教えください。お願いします。

○小泉委員長 農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

給付の実績といたしまして、個人、法人あわせて597経営体に申請いただきまして、面積といたしまして約920ヘクタールに交付してございまして、金額といたしまして2,757万3,000円を給付してございます。

以上です。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

対象者へ100%交付するのは難しいと思いますが、この支援金の周知方法はどのように行ったのか御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 本支援金の周知方法といたしましては、市のホームページにおいて広報周知を図るとともに、予算を執行できる4月から準備を始めまして、令和4年の5月中旬から、給付の対象者となる全農家に対しまして、郵送により直接、また対象面積及び給付金額、申請書類を入れまして御案内してございます。

しかしながら、作付面積の少ない農家の一部の方で申請を見送られた方もあったことは事実でございます。説明は以上です。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

令和3年産米は、新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で在庫が多く発生しました。国が打ち出した36万トンもの主食用米からの転換が達成できたにもかかわらず、米の市場価格は暴落いたしました。言うまでもなく、大規模農家への影響は大きく、農家が減少していることに伴い、1人の担い手が以前よりも多く面積を耕作するようになっておりますので、米価下落が離農する要因とならないよう、有効的な予算執行に努めていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。

同じ議案書⑦の75ページの青年就農支援事業について質問いたします。

今回、資料請求させていただきました青年就農支援事業に関わる補助金の過去5年間の実績につきまして、まず御説明をお願いします。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの青年就農支援事業についての御質問にお答えします。

資料提出につきましては、令和5年度決算特別委員会資料①の5ページをお開き願ひまして、青年就農支援事業につきましては、研修により営農技術を身につけ、市内で新たに就農する原則45歳未満の青年就農者に対しまして、就農してから間もない時期の、経営が不安定な部分について継続を支援するため、国の新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用いたしまして、認定新規就農者に対し、令和3年度までは5年間、令和4年度以降は3年間にわたって、年間150万円を補助するものでございます。

過去5年の給付状況でございますが、平成30年度は18名で2,193万8,364円、令和元年度は16名で1,577万7,190円、令和2年度は11名で1,310万5,765円、令和3年度が15名で1,387万5,000円、そして令和4年度が11名で1,575万円となっております。

以上でございます。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

説明の中で、国の制度を活用してとありましたが、本市以外でも同様に年間150万円もの支援が受けられると思いますが、給付を受けた方で、市外、県外から本市へ移住して新規就農した方はどれくらいいるのですか。

○小泉委員長 後藤課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えします。

過去10年間ではございますが、4名の方が県外、または市外からの新規就農者でありまして、現在も水戸にお住まいであり、並べて農業を続けていらっしゃいます。

以上でございます。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

また、一方で、どこへ行っても後継ぎがいないと伺っており、私もそのように感じているところでありまして、この制度を使って親元就農した方はどれくらいいるのでしょうか。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

親元就農につきましては、補助の要件といたしまして、親との共同経営は対象外とされておりまして、例えば、親が水田経営であれば、子は野菜とかの畑作経営など、分離することが条件になっていまして、また親の経営作物とは別に、新たに新規の作物を経営の柱にするなど、いわゆる親元就農以外の方がゼロから農業を始める場合と同じリスクを負うということが一つの条件となっておりますので、そういったことから、そういう条件を満たした方が過去10年間で対象となりましたのは10件でございます。

以上でございます。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

それぞれ個々の状況において頑張っておられる新規就農者を私も見ておりますが、体力も要りますし、天候によっては収穫に大きく影響したり、なかなか収入を安定させるのが難しいものであります。

そういったことから、新規就農者の定着率といいますか、補助金の受給期間を過ぎてから農業をやめた方はいるのか、お教え願います。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

受給者の定着率でございますが、平成26年度以降の10年間におきましては、給付期間中や給付終了後に離農した方はおりません。

本補助事業は、新規就農者の就農開始の収入の低い、または安定しない一定の期間について、使い道、用途を限定しない支援金として給付することとなっておりますことから、給付終了後も少なくとも給付期間と同じ期間、5年ないし3年の期間、営農を行うこととされてございます。途中で離農しますと、補助金の返還が生じてしまいます。

営農継続については、年2回の就農状況報告や圃場の訪問も終始確認しておりまして、その際に農業経営の課題、問題を伺いながら、関係機関と連携して課題解決を図りながら、継続的な支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。

農家が減少しているのは、もう誰もが実感しているものだと思います。農村地域を将来にわたり維持していくためにも、新規就農者を確保していくことは大変重要な課題であります。そのための補助金だと思いますので、より多くの方に活用いただけるよう取組をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、ただいまの細谷委員の通告に関連する質疑がありましたら、発言をお願いします。
松本委員。

○松本委員 今回の細谷委員さんの質問の⑦の82ページかな、ドローンの説明で何かあったような気がしたんですけども、予算が一式125万1,799円。これはリースでやるものなのか、どっかで持っているのか、その辺ちょっとお答えください。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの松本委員の議案書⑦の82ページですか、林業振興事業の中の右の概要説明にございます一番下のドローン一式125万1,799円に関する御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、農政課で購入して所管しているものでございまして、目的といたしましては、保安林ですとか、森林公園を中心として、ナラ枯れ被害が多く発生しているところにつきましては、令和2年以降、調査委託をかけてナラ枯れの状況を把握してきたところでございます。

令和4年度につきましても、委託で調査するのとあわせて、ここにドローンを使いまして、独自に調査、自前で調査をして委託費を削減したところでございます。現在においても、森林公園においてのナラ枯れ調査に活用してございます。

以上でございます。

○小泉委員長 松本委員。

○松本委員 ドローンは委託していると言ったの。買っちゃったの。

○小泉委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ドローンは、森林の調査用として農政課で所有してございます。

以上でございます。

○小泉委員長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で、細谷委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時 0分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

それでは、藤澤委員から発言をお願いします。

○藤澤委員 藤澤康彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告に基づき、質問を幾つかさせていただきます。

私の質問内容は、母子父子寡婦福祉資金についての質問でございます。

令和4年度の実質収支に関する調書、母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算事項別明細書におきまして、そのパーセンテージについてでございます。

1番目、収入済額の実施率が239.8%の理由について。また2番目、歳出済額の達成率が13.2%の理由についてでございます。

まずは、執行部のほうから、担当課のほうから資料を頂いておりますこの請求資料①の6ページでございますけれども、その資料について、決算について、まず御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小泉委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの藤澤委員の御質問にお答えいたします。

決算特別委員会資料6ページを御覧ください。

母子父子寡婦福祉資金の貸付けにつきましては、令和2年4月の中核市への移行に際しまして、茨城県より移譲された事務であり、母子家庭や父子家庭の方に対して、扶養する児童の入学や就学に必要な費用のほか、住宅の取得などに係る資金を貸し付けるものでございます。

令和4年度の決算の状況についてでございますが、1、歳入につきましては、前年度剰余繰越金が1,840万9,861円、母子父子寡婦福祉資金貸付金元金収入から違約金までの貸付金の償還等に係る歳入が、内訳の欄に記載のとおり1,036万7,455円、合計2,877万7,316円となり、予算額1,200万円に対し239.8%となっております。

次に、歳出につきましては、下段の表の事務費のほか、貸付金といたしまして、内訳の欄に記載のとおり、貸付者2名に対し就学資金及び就学支度資金の貸付けとして94万円、合計158万4,588円となり、予算額1,200万円に対し、執行率は13.2%となっております。

歳入の決算額が予算額を大きく上回る要因といたしましては、来年度、貸付者からの償還等に係る歳入がある一方で、貸付け等に係る歳出が少ないことから、翌年度への剰余繰越金が増加しているためであります。

また、歳出につきまして執行率が低い要因といたしましては、これまでの貸付けの大半を占めておりました就学資金及び就学支度資金について、県立高等学校の授業料の無償化や高等学校等就学支援金制度等が創設されたことにより、母子家庭等の経済的負担が減少していることから、新規に貸付けを希望する方が減少しているものと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 藤澤委員。

○藤澤委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

頂いた資料①の6ページの右側に内訳がありまして、これにつきましては、返済分というふうにお話をいただきました。こちらの母子父子寡婦福祉資金の実績につきまして、令和元年度から令和3年度の実績を教えてくださいいただけますか。

○小泉委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 令和元年度は、県のほうの事務でしたが、2年度及び3年度につきましては、県が事務を行っていた際に貸付けの決定を受けた方1名に対し貸付けを継続しておりましたが、令和2年度及び

3年度の新規貸付者はゼロとなっております。

○小泉委員長 藤澤委員。

○藤澤委員 ありがとうございます。

今後の国庫への返還というのが始まるかと思われまます。収入が、いわゆる予算を239%、要はかなりオーバーしているところですが、返還が始まるとも聞いております。そこについても、返還の予定等を教えてください。

○小泉委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 こちらの貸付けの資金につきましては、国からの貸付金を財源としているため、前年度剰余繰越金が基準額を超えている場合、国への償還を行うこととなります。令和5年度の前年度剰余繰越金は2,719万2,728円となっており、令和6年度におきまして2,618万2,702円の償還を行う予定となっております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 藤澤委員。

○藤澤委員 ありがとうございます。

約2,600万円が国庫のほうに返還されるということでございます。

この申請窓口についてお伺いいたします。水戸市においてはこども政策課が窓口というふうに聞いておりますけれども、実際地域の住民等におかれましては、民生委員等のいろいろなそういった勧めと申しますか、そういった相談の機会がある方々、地元ですね。そういったことでの情報提供も必要かと思われまます。この資金の周知状況につきまして、どのような状況になっているかをお尋ねいたします。

○小泉委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの貸付金の周知につきましては、「広報みと」や水戸市のホームページ等で周知してございます。

以上でございます。

○小泉委員長 藤澤委員。

○藤澤委員 ありがとうございます。

やっぱり、私が今回この質問をさせていただいた背景には、直接そのような母子、父子、寡婦の方々と関わる民生委員であったり、地域の町内会の方であったり、なかなか地域において相談を聞く機会のあるそういった方々、特に民生委員さんは成り手不足というふうにも聞いておまして、そういった情報の発信と申しますか、そういう相談できる場所というものがどんどん水戸市におきまして各地域で広がる必要がある中で、民生委員が少ないということ、こういった達成率の低下につながったのではないかと申すように思っておりました。

今回の場合は、そのような新しい制度、学校に関するいろいろな補助金で返還義務のないものということもありますので、そういう意味で経済状況の中で苦しい母子、父子、寡婦の家庭の方々の資金については、そういった取組がなされているということが理解できました。

かつ、こういった貸付金制度ももちろんありますけれども、それは返還の義務があつて、無利子というの

も記載がございましたけれども、そのほかにも、先ほどの学校に関する学費の免除等の情報もありますので、そういったところをこども部のほうからも、そして各地域に広がるような情報発信をしていただければと思っております。これは私の要望でございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、ただいまの藤澤委員の通告に関連する質疑がございましたらば、発言を願います。
高倉委員。

○高倉委員 この母子父子寡婦福祉資金なんですけど、先ほど無利子だということだったんですが、いわゆる貸付けの条件、その辺のハードルが高くて、例えば借りられないとか、そういうことってないんですか。本当は借りたいんだけど、貸付けの条件が厳しいとか、そういうことは特にはないですか。

○小泉委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの貸付金につきましては、母子、父子等に対するものですので、ハードル的には高くはないんですけども、やはり返済が伴いますので、返済が可能な方であったり、あと、ほかにも既にいろんな貸付け、ローンとかを組んでいる方に対しましては、ちょっと審査の段階で厳しいということはお伝えしております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 国の政策もあると思うので、それは市独自でなかなかできない部分もあるでしょうけれども、やはり今、こういうコロナなんかもあって、生活が困窮されている、特にひとり親の家庭って多いと思うんですね。やはりすぎるような思いで、いろんな貸付金なんかを探している、そういった方も実際いらっしゃいました。

ですので、やはりその辺の状況とか、もちろん返済もなかなか大変だっていいですけども、やはり最後は公的なところに頼ってくるという場合もあると思うんですね。ですので、やはり相談の段階で丁寧に行っていく必要もありますし、先ほど藤澤委員が言われたように、こういう制度もありますよということをしつかりと対象となるような方にお伝えしていくということは必要だと思いますので、ぜひそういったところも配慮しながら対応いただければと思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で藤澤委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時12分 散会